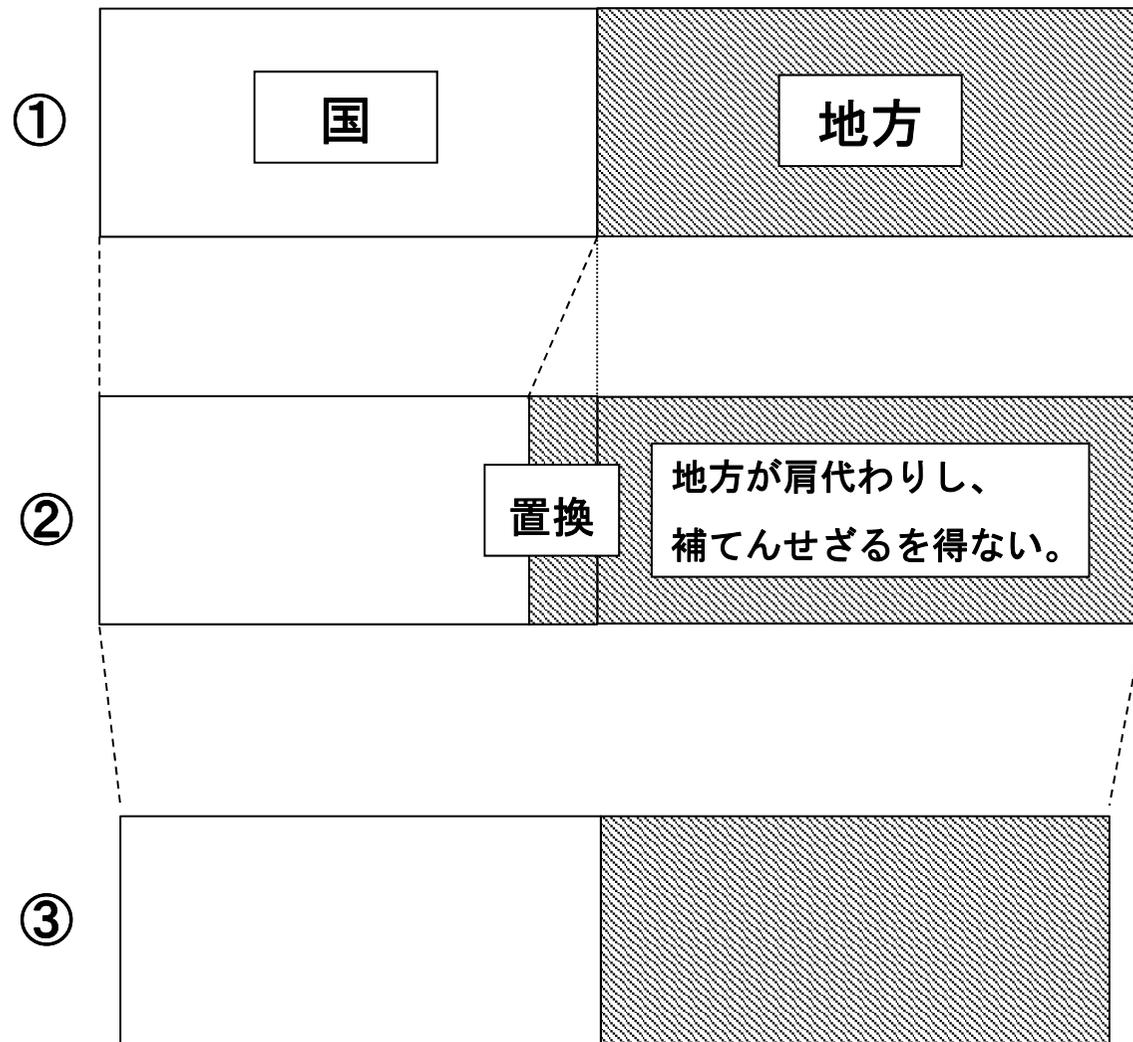


第3回 経済・財政一体改革推進委員会
意見提出

2015年11月26日
飯田市長 牧野光朗

国と地方が協調した行革（スリム化）の必要性（イメージ）



防衛や外交、年金等一部の分野を除けば、多くの事業は、国と地方の役割分担、財源負担の下で実施されている。

現場の状況を鑑みずに机上の議論で一方的に国の負担分が削減されると、そのしわ寄せは地方が負うことになる。

（意図するようなスリム化は実現できない）

地方との丁寧な協議、協調した取り組みにより、全体としてのスリム化を目指すべき。

「教職員定数の見直し」について

現在、国の財政健全化の観点から、以下の議論がなされている

- ①子どもの数の減少にあわせた教職員数の削減
- ②いじめや特別支援教育対応のための教員（加配教員）の削減
- ③少人数学級の見直し
- ④外部人材の活用による教職員の削減
- ⑤小規模な小中学校の統廃合の促進

教育現場の実態をみると

- ・教員体制の現状についてみると、教員の勤務状況は極めて過酷で、月平均残業時間は42時間となっている。
- ・教員配置の状況についてみると、義務標準法に基づく教員定数に加え、約1万人(県: 8.4千人、市町村: 1.4千人)が県・市町村の単独予算で措置されている。

飯田市の現状をみると

- ・飯田市の小中学校に在籍する特別支援学級児童生徒の数は、近年急増している(平成元年68人→平成14年120人→平成27年406人)。
なお、小中学校児童生徒数の推移は、平成元年11,041人→平成14年9,841人→平成27年8,730人となっている。
- ・市単独の加配教員数については、平成19年に4人であったものが、平成27年には12人と3倍に増加している。

国が取り組むべきこと

- ・今後の少子化を前提として、機械的試算による小中学校の教職員定数削減を行うべきではない。
- ・いじめ・不登校等の特別な配慮を必要とする児童生徒が増加するなど、現在の教育現場の課題が複雑かつ困難化していること等にかんがみ、加配定数を含めた教職員定数の充実と財源の確保を図っていくことが必要。

教育現場の実態を踏まえ、教職員定数を削減することは

- ・義務教育に対する国の責任を放棄するもの
 - ・地方へ国の財政負担を転嫁するもの
と言わざるを得ない。
- ◎国は、教育現場を預かる地方自治体と丁寧に協議し、協調しつつ、取り組みを進めるべき。

民間委託の推進に当たっての留意点

- 自治体における窓口業務については、労働者派遣法等の法制度上の制約があり、全部委託できないという課題がある。法令上の取り扱いを国において整理していただくことが必要。
- また、窓口業務を含む自治体業務の全国的な標準委託仕様書が整備されないと、アウトソーシング可能な範囲が確定できない。
- 民間委託の推進のためには、以上の基礎的条件の整備が必要。

「地方行財政改革」について

それぞれの地域の実情を踏まえることが必要

- ・地方自治体によって、人口規模や経済情勢、自然的条件などが異なることから、それぞれの地域の実情を踏まえることが必要。
- ・このような地域の実情を無視して、明確な根拠もなく一律に一定の目標を定めることは、地方との信頼関係を壊し、その協力が得られなくなりかねない。
- ・地方自治体は改革を推進するにあたり、住民や議会に十分な説明をし、その理解を得ることが必要であるため、改革には一定の時間を要することにも留意が必要。

地方自治体の理解と納得が得られるものとすべき

- ・上記も踏まえ、地方行財政改革を成功につなげていくためには、改革の実施主体である地方自治体に積極的に取り組んでもらえるようにすることが必要。
- ・このためには、改革工程表やKPIIについて、地方自治体の理解と納得が得られるものとすることが重要であり、制度・地方行財政WGの地方三団体ヒアリングにおける意見など地方の声を十分に踏まえるべき。